

議案第19号

債権の放棄について（福祉局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 3の表の債務者名欄に掲げる各債務者
- 2 債 権 の 内 容 債務者らが誤った請求により本市から受領した国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく療養費の返還に係る債権
- 3 放棄する債権の額 下記の表の債権の額欄に掲げる債権の額の合計金2,834,615円及びこれらに対する遅延損害金

	債務者名	住所	債権の額
1	中家 一史	大阪市住吉区帝塚山西1丁目2番26号 パセオ帝塚山 501号	金2,066,636円
2	岩田 光史	大阪府高槻市緑が丘2丁目14番10号	金767,979円

- 4 放 棄 の 理 由 債務者らが破産しており、当該債権の弁済を受けることができる見込みがないため

令和4年2月10日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

債務者らが誤った請求により本市から受領した国民健康保険法に基づく療養費の返還に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。